

談 合 情 報 等 取 扱 要 綱

制定 平成 16 年 4 月 1 日

改正 平成 23 年 5 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、横浜市発注（水道局及び交通局発注分を含む。以下同じ）の契約に係る入札談合を疑わせる情報に関する取扱いを定め、もって横浜市が締結する契約に関し公正な競争を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この要綱は、横浜市発注に係るすべての契約に適用する。

(談合情報の定義)

第 3 条 入札談合を疑わせる情報のうち、特定の入札について談合が行われていることを伝えている情報については、談合情報として取り扱う。

(情報の確認)

第 4 条 入札に付そうとする案件について入札談合を疑わせる情報を得た場合には、可能な限り当該情報の提供者の身元、氏名等を確認し、落札予定者、落札予定金額その他談合に関する事項について、詳しく聞くこととする。

2 情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で当該情報の出所を明らかにするよう要請することとする。

(報告書の作成)

第 5 条 入札担当部署に入札談合を疑わせる情報が寄せられた場合には当該情報の内容を談合情報報告書（第 1 号様式）に記載することとし、入札担当部署以外の部署に入札談合を疑わせる情報があった場合には直ちに入札担当部署に電話で連絡した後、情報の内容を談合情報報告書に記載し、入札担当部署に報告を行わなければならない。当該情報が、情報提供者によるものではなく、職員が直接目撃した等の情報であっても、入札担当部署に報告を行わなければならない。

(報道機関等への対応)

第 6 条 入札談合を疑わせる情報に関する報道機関等との対応については、入札担当部署の所管課長が行うこととする。

(公正取引委員会等への通報)

第7条 入札担当部署は、入札談合を疑わせる情報について、必要があると認められる場合には、速やかに、第1号様式及び第4号様式により公正取引委員会、神奈川県警察本部、並びに工事にあつては不正行為が行われた区域を管轄する都道府県知事及び当該入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の建設業許可権者（以下「公正取引委員会等」という。）へ通報することとする。ただし、神奈川県警本部への通報は、特に必要と認められる場合とする（以下同じ。）

2 入札談合を疑わせる情報の追加情報や、事情聴取書（第2号様式）、誓約書（第3号様式）、入札てん末、工事費内訳書調査結果、その他情報がある場合には原則として、手続の各段階において逐次かつ速やかにそれらの写しを公正取引委員会等に通知することとする。事情聴取から入札までの手続き等を引き続いて行う場合には、これらを入札終了後にまとめて送付することができる。

(横浜市入札等監視委員会への報告)

第8条 入札担当部署は、横浜市発注工事に関し、入札談合を疑わせる情報及び当該情報に対して執った措置については、横浜市入札等監視委員会に報告することとする。

(具体的な対応)

第9条 入札談合を疑わせる情報に対する具体的な対応は、次のとおりとする。

(1) 入札執行前に入札談合を疑わせる情報を把握した場合

ア 入札談合を疑わせる情報であるが、談合情報に該当しないとき

入札談合を疑わせる情報であるが、入札件名を特定していない等の理由により談合情報に該当しないときは、原則として入札を執行することとするが、第7条の規定にしたがって公正取引委員会等へ通報することとする。

イ 談合情報の信憑性の判定基準

談合情報の信憑性を判断するに当たっては、次の事項を総合的に勘案し判断することとする。

(ア) 入札・開札の日時

(イ) 入札件名

(ウ) 入札方式

(エ) 落札予定者名、落札予定金額

(オ) 談合の日時、場所、関与者、経過、結果

(カ) その他、談合が行われたことを推定させるような情報

ウ 談合情報の信憑性が極めて高い場合の対応

原則として、入札の執行を中止する。また、第7条の規定にしたがって公正取引委員会等へ通報することとする。

エ 談合情報の信憑性が極めて高いとは言えない場合で、かつ、落札予定者又は落札予定金額の情報を含まないときの対応

原則として、当該談合情報に係る入札参加者全員から事情聴取を行う。事情聴取は原則として、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前日までに行うか、又は入札日を延期した上で行うこととする。また、第7条の規定にしたがって公正取引委員会等へ通報することとする。

オ 談合情報の信憑性が極めて高いとは言えない場合で、かつ、落札予定者又は落札予定金額の情報を含まないときの事情聴取

(ア) 事情聴取を行った結果、談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、原則として、入札の執行を中止することとする。また、その旨を公正取引委員会等に当該証拠を添えて通報する。

(イ) 事情聴取を行った結果、談合の事実があったと認められる証拠を得ないときは、入札執行前に全ての入札参加者から誓約書を提出させた上で入札を執行する。

カ 談合情報の信憑性が極めて高いとは言えない場合で、かつ、落札予定者又は落札予定金額の情報を含むときの対応

原則として入札を執行する。また、第7条の規定にしたがって公正取引委員会等へ通報することとする。

入札を執行した場合において、談合情報と異なる結果となったときは、原則として、落札決定する。

入札を執行した場合において、談合情報どおりの結果となったときは、原則として、落札決定を保留して、事情聴取を行う。

キ 談合情報どおりの結果となったときの事情聴取

(ア) 事情聴取を行った結果、談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、原則として、入札を取り消す。また、その旨を公正取引委員会等に当該証拠を添えて通報する。

(イ) 事情聴取を行った結果、談合の事実があったと認められる証拠を得ないときは、全ての入札参加者から誓約書を提出させた上で落札決定する。

ク 一般競争入札（条件付）等入札参加資格を入札執行後に審査する方式の場合の対応

入札参加希望者を事前に特定することは困難であるため、原則として入札を執行し、第9条（1）カ及びキを準用することとする。

ただし、極めて信憑性の高い場合は、入札の執行を中止する。また、第7条の規定にしたがって公正取引委員会等へ通報することとする。

(2) 入札執行後で契約締結前に入札談合を疑わせる情報を把握した場合

ア 入札執行後に入札談合を疑わせる情報を把握した場合の留意点

入札執行後に入札談合を疑わせる情報があった場合には、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意しつつ、対応方法を判断することとする。

イ 談合情報の信憑性の判定基準

談合情報の信憑性に当たっては、(1)イに従って判断することとする。

ウ 入札談合を疑わせる情報であるが、談合情報に該当しないときの対応

入札談合を疑わせる情報であるが、入札件名を特定していない等の理由により談合情報に該当しないときは、原則として契約を締結することとする。また、第7条の規定にしたがって公正取引委員会等へ通報することとする。

エ 談合情報の信憑性が極めて高い場合の対応

原則として、入札を取り消す。また、第7条の規定にしたがって公正取引委員会等へ通報することとする。

オ 談合情報の信憑性が極めて高いとは言えない場合の対応

原則として、当該談合情報に係る入札参加者全員から事情聴取を行う。また、第7条の規定にしたがって公正取引委員会等へ通報することとする。

カ 談合情報の信憑性が極めて高いとは言えない場合の事情聴取

(ア) 事情聴取を行った結果、談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、原則として、入札を取り消す。また、その旨を公正取引委員会等に当該証拠を添えて通報する。

(イ) 事情聴取を行った結果、談合の事実があったと認められる証拠を得ないときは、全ての入札参加者から誓約書を提出させた上で契約を締結する。契約を締結する際には、契約締結後、談合の事実が明らかと認められた場合には入札を取り消す旨の注意を促した後に契約を締結する。

また、誓約書の写し及び契約書の写しを公正取引委員会等に送付する。

(3) 契約締結後に入札談合を疑わせる情報を把握した場合

ア 契約締結後に入札談合を疑わせる情報を把握した場合の留意点

契約締結後に入札談合を疑わせる情報があった場合には、契約締結後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意しつつ、対応方法を判断することとする。

イ 談合情報の信憑性の判定基準

談合情報の信憑性に当たっては、(1)イに従って判断することとする。

ウ 入札談合を疑わせる情報であるが、談合情報に該当しないときの対応

入札談合を疑わせる情報であるが、入札件名を特定していない等の理由により談合情報に該当しないときは、原則として契約を継続することとする。また、第7条の規定にしたがって公正取引委員会等へ通報することとする。

エ 談合情報の信憑性が極めて高い場合の対応

原則として、当該談合情報に係る入札参加者全員から事情聴取を行い、契約約款に基づいて、損害賠償や契約解除について検討する。また、第7条の規定にしたがって公正取引委員会等へ通知することとする。

オ 談合情報の信憑性が極めて高いとは言えない場合の対応

原則として、当該談合情報に係る入札参加者全員から事情聴取を行う。また、第7条の規定にしたがって公正取引委員会等へ通報することとする。

カ 談合情報の信憑性が極めて高いとは言えない場合の事情聴取

(ア) 事情聴取を行った結果、談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約約款に基づいて、損害賠償や契約解除について検討する。また、その旨を公正取引委員会等に当該証拠を添えて通報する。

(イ) 事情聴取を行った結果、談合の事実があったと認められる証拠を得ないときは、全ての入札参加者から誓約書を提出させた上で契約を継続する。契約を継続する際には、事後に談合の事実が明らかと認められた場合には、契約約款に基づいて、損害賠償や契約解除について検討する旨の注意を促した後に契約を継続する。

また、誓約書の写し及び契約書の写しを公正取引委員会等に送付する。

(4) 事情聴取の際の注意事項

事情聴取を行う場合は、入札参加者全員に対して、入札参加者を個別に面談室等に呼び出して聞き取りを行う。事情聴取を行う対象者は、原則として、契約締結権を有する者又はそれに準ずる者とする。

聴取結果については事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会等へ送付することとする。

(内訳書の提出)

第10条 横浜市発注の契約に係る入札談合を疑わせる情報が寄せられた工事の入札を執行した場合には、原則として、入札参加者から詳細な工事費内訳書の提出を要請することとする。

(その他)

第11条 入札担当部署が財政局契約部契約第一課、契約第二課又は各局区経理（契約）担当課以外の場合は、談合情報の判断等に当たっては、当該局区経理担当課と協議調整することとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

第1号様式

談合情報報告書

平成 年 月 日

情報を受けた日時	年 月 日 () 時 分頃		
入札件名			
入札(予定)日	年 月 日 () 時 分		
情報提供者	①報道関係者		②その他
	氏名		
	住所		
	電話番号		
	職業		
情報入手の手段	①電話	②書面	③面接 ④その他
情報の内容	落札予定者		
	落札予定金額		
	談合関与者名		
	談合の日時・場所		
	談合の方法		
	物的証拠の有無		
	その他の情報等 (当事者以外に知り得ない情報等)		
応答の概要			
受信者	所属	職・氏名	

事 情 聴 取 書

第 2 号様式

入札件名					
業 者 名		聴取者			
事情聴取を受けた者		日 時	月 日 時 分	場 所	
聴取事項					
① 本件入札について、入札前に、他の入札参加者を知っていたか。					
② 本件入札について、事前に他の入札参加者と何らかの話合い等をしたことがあるか。					
③ 本件入札について、事前に何らかの話合い等に誘われたことがあるか。					
④ 本件入札について、事前に何らかの話合いが行われているという「うわさ」を聞いたことがあるか。					
⑤ 本件入札があると知ったのはいつか。					
⑥ 社内で、どのようにして積算を行っているのか。					
⑦ 積算のソフトは何を使っているのか。					
⑧ 入札金額は、いつ、誰が決定したのか					
⑨ 本件入札において、他社から積算について問い合わせがあったことがあるか。					
⑩ その他					

誓 約 書

は、横浜市における次に掲げる入札に当たり、法令、横浜市契約規則、入札参加要領等を遵守し、談合等の不正行為は一切行っていないこと及び今後も一切行わないことを誓約いたします。

また、後日、不正行為があると認められた場合には、落札・契約後であっても、契約を辞退し、いかなる処分を受けても異議のないことを併せて誓約いたします。

また、入札の取消し又は契約の解除が行われたとしても異議の申立ては行いません。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会等の適正な捜査機関に送付されても異議はありません。

入札件名

平成 年 月 日

横浜市契約事務受任者

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(注1) 文中の「横浜市契約規則」については、水道局案件又は交通局案件の場合、それぞれ「横浜市水道局契約規程」、「横浜市交通局契約規程」と修正すること。

(注2) 文中の「横浜市契約事務受任者」については水道局案件又は交通局案件の場合、それぞれ、「横浜市水道事業管理者」、「横浜市交通事業管理者」と修正すること。

第4号様式
第 号
平成 年 月 日

様

横浜市 局（区）長

談合情報等に関する資料の送付について（通知）
（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条の通知である場合にはその旨を記載）

標記について、本市の〇〇〇〇〇〇の入札に係る談合情報に関する資料を、別添のとおり送付いたします。

1 談合情報報告書（写）

連絡先： 局（区） 部 課
電 話
担当者